

内 未

令和4年1月25日

各所属長 様

未来政策課長
市民課長

マイナンバーカードの出張申請受付に係る企業・団体等について（照会）

マイナンバーカードは、行政サービスのDXを進め、市民の利便性向上及び行政コスト削減を図るために重要なツールです。このため、本市においても前橋市DX推進計画に基づきマイナンバーカードの普及及び利活用に向けた取組を横断的に推進しており、市民課では、交付申請を希望する企業・団体等に職員が訪問し、「出張申請受付」を実施しています。

つきましては、各所属において、関係のある企業・団体等に対し、出張申請受付の周知を行いますので、下記のとおりご回答ください。

記

1 照会内容

(1) 各所属に関係のある以下に掲げる企業・団体等（ただし、概ね20人以上の構成員がいるもの）

ア 市内に事業所、事務所等を置く企業・団体等

イ 市内の地域団体（協議会、学校、施設、各種サークル活動団体等）

(2) 各所属における通知の手渡しの可否

回答いただいた企業・団体等と各所属で定期的に対面する機会がある場合には、できる限り各所属から手渡ししていただくようお願いします。（通知の印刷・封入・封かんは、未来政策課が行います。）

持参ができない企業・団体等に対しては、未来政策課が順次郵送します。

2 提出期限及び回答方法

別紙「回答様式」により **令和4年2月10日（木）** までに担当宛てご提出ください。なお、該当がない場合には、提出不要です。

3 その他

(1) 出張申請受付のメリット

申請時に職員が本人確認を実施することで、申請者は市役所等に来庁すること

なく、本人限定受取郵便等でマイナンバーカードの交付を受けることが可能になります。

(2) 送付予定チラシ（案）

【担当】

企業・団体の照会に関すること

未来政策課 三吉（内 3 5 1 3）

出張申請受付に関すること

市民課 多胡（内 3 1 7 2）